地域安全ニュース

令和6年10月21日発行 令和6年度第7号 安平町防犯協会

気をつけて、悪徳商法に注意!

違法な行為で、消費者が不利益を受けるような商品、サービスを提供することを「悪徳商法」と言い、全国で被害が相次いでいます。今回はよくある例を10個紹介しますので、確認し被害に遭わないようにしましょう。

① **資格商法** 「就職には資格があると有利」などとして教材やセミナーをすすめる商法です。主な被害

者は学生や若手社会人、主婦などで、売り込む資格は、国家資格が多い傾向にあります。

②点検商法 家の設備を点検するとして訪問し、不備を理由に工事などをすすめる商法です。屋根や

床下などの点検費名目で金銭をだまし取ることもあり、年金生活者が狙われる傾向にあ

ります。

③原野商法 価値の低い土地を「将来駅ができて、値上がりする」などとして高値で買い取らせる商

法です。被害者は、60代~70代の方が約6割となっています。

④デート商法 デートなどを通じて恋愛感情を起こさせ、高額の商品を売りつける商法です。最近では、

SNSの普及にともない、ウェブ上での交流から始まることも多い傾向にあります。

⑤霊感商法 「霊や先祖のたたり」などと言って不安をあおり、物品や祈祷などを勧める商法です。

壺や印鑑などの販売、高額な祈祷料の請求などを行います。若者から高齢者まで幅広く

被害があります。

⑥マルチ商法 会員が商品の販売員となり、新たに販売員を勧誘すると報酬が得られる商法です。実際

に儲かるのはトップの一部のみであり、末端の販売員には儲けがほとんどありません。

⑦利殖商法 「必ず儲かる」としてリスクの高い未公開株や為替取引への出資を求める商法で、高齢

者の被害が多い傾向にあります。

⑧内職商法 「在宅で誰でもできる仕事」と勧誘し、登録料や道具代を請求する商法です。「在宅ワーク」

「副業」などの名目によりインターネット上で募集しているケースが多く見られます。

⑨催眠商法 展示会などで人を集め、断りづらい空気を作って高額商品を買わせる商法です。女性の

高齢者で被害が多発しています。

⑩送りつけ商法 頼んでいない商品を送り、問い合わせてきた相手に「金を払え」と迫る商法です。請求書、

振込用紙が荷物に同梱されていたり、断ると脅しをかけられたりするケースもあります。

もし被害に遭ってしまったら

北海道立消費生活センター「☎011-221-0110」もしくは警察相談専用ダイヤル「#9110」にすぐ相談しましょう。

安全で平和な町づくりを!

■防犯協会の活動

9月4日、5日に開催された「追分八幡神社祭典」および9月7日、8日に開催された「早来神社祭典」において、安平町防犯協会員をはじめ防犯関係団体が協力して、市街地および会場内の巡回活動を実施しました。

不審者や不審車両を見かけたら

警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を!

苫小牧警察署 ☎ 0144 第 0110 追

追分駐在所 ☎ ② 2003

安平駐在所 ☎ ② 2339

早来駐在所 ☎ ② 2030

遠浅駐在所 ☎ ② 2211 役場総務課 ☎ ② 2511

発行:安平町防犯協会

14